

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社Cに採用され、プレス工として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、金型プレスに左手を挟まれて受傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、本件災害後、D病院に受診し、「左示指、中指、環指、小指基節骨開放骨折、左示指、中指、環指、小指挫圧挫滅創」（以下「旧傷病」という。）と診断され療養し、その後、各医療機関で腹部有茎術、腐骨切除術、左手瘢痕拘縮形成術等を受け、療養の結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級第7級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、E形成外科に受診し、「左手切断後、末梢神経障害」と診断されたため、旧傷病が再発したとして、監督署長に対し、平成〇年〇月〇日から同月〇日までの休業補償給付を請求したところ、監督署長は再発とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却

したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、旧傷病が再発したとして、監督署長に対して療養補償給付及び今回処分とは請求期間の異なる休業補償給付を請求し、監督署長はこれらを支給しない旨の処分をしたところ、請求人はこれらの処分を不服として、審査請求をしたが、審査官はこれらを棄却したので、請求人は、更にこれらの決定を不服として、再審査請求に及び、当審査会は平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の裁決をした（以下「前回裁決」という。）。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の傷病が旧傷病の再発と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

本件は、傷病の再発の認定に係るいわゆる後続請求事案である。当審査会は、既に前回裁決に係る裁決書において、請求人の傷病は、再発の要件を満たさないことから、旧傷病が再発したものとは認められない、と述べたところである。

休業補償給付について対象時期が異なるのみである本件において、上記判断を変更すべき特段の事由も認められないので、請求人の主張は採用できない。

3 以上のとおりであるから、請求人の傷病は旧傷病の再発とは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。